

定期（財務）監査及び行政監査報告書
（平成 27 年度執行分）

小 城 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

平成27年8月執行分 平成27年8月18日から8月20日まで
 平成27年10月執行分 平成27年10月13日から10月26日まで
 平成27年11月執行分 平成27年11月13日から11月27日まで
 平成28年1月執行分 平成28年1月15日から1月25日まで
 平成28年2月執行分 平成28年2月2日から2月16日まで

2 監査対象課等及び監査実施日

監査対象課等		監査実施日	監査対象課等	監査実施日			
市長部局	総務部	総務課	平成28年2月16日	学校教育課	平成28年1月25日		
		防災対策課	平成28年2月16日	教育総務課	本課	平成28年1月25日	
		財政課	平成28年2月16日		岩松・桜岡・牛津小学校、牛津中学校	平成27年8月18日	
		企画政策課	平成28年2月16日		三里・砥川・三日月小学校、三日月中学校	平成27年8月20日	
	市民課	平成27年11月13日	芦刈・晴田小学校、芦刈・小城中学校		平成27年10月13日		
	市民部	人権・同和对策室	平成27年11月13日	教育委員会事務局	保育幼稚園課	本課	平成28年1月25日
		税務課	平成27年11月13日		小城・三里保育園、晴田幼稚園	平成27年10月22日	
		国保年金課	平成27年11月13日		三日月・芦刈幼稚園、砥川・岩松保育園	平成27年10月26日	
		環境課	平成27年11月13日		生涯学習課	本課	平成28年1月25日
		中継センター	平成28年2月2日			小城公民館	平成28年2月2日
		福祉部	社会福祉課			平成27年11月25日	三日月公民館
	高齢障がい支援課		平成27年11月25日	牛津公民館		平成28年2月8日	
	健康増進課		平成27年11月25日	芦刈公民館	平成28年2月8日		
	産業部	農林水産課	平成28年1月20日	文化課	本課	平成28年2月2日	
		農村整備課	平成28年1月20日		市民図書館小城館	平成28年2月2日	
		商工観光課	平成28年1月20日		市民図書館三日月館	平成28年2月2日	
	建設部	建設課	平成28年1月15日	農業委員会事務局	平成28年1月20日		
		下水道課	平成28年1月15日	会計局	平成27年11月27日		
		まちづくり推進課	平成28年1月15日	選挙管理委員会事務局	平成28年2月16日		
	公営企業事務局	水道課	平成27年11月27日	監査委員事務局	平成28年2月2日		
市民病院		平成27年11月27日	議会事務局	平成28年2月2日			

3 監査の対象期間

平成 27 年 8 月執行分 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで
平成 27 年 10 月執行分 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日まで
平成 27 年 11 月執行分 平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで
平成 28 年 1 月執行分 平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日まで
平成 28 年 2 月執行分 平成 27 年 1 月 5 日から平成 27 年 12 月 28 日まで

4 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行について、あらかじめ提出された監査資料に基づき、提示のあった関係書類等を審査、照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を求めるなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 全般的事項

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
事務事業のうち主要事業の進捗管理は適正か
職員の配置は適切か

(2) 歳入関係

調定・収入手続は適正か
収入未済額の実態把握、督促等は適切か
市税等の滞納状況と理由を明確に把握しているか
市税等の収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か
市税等の滞納整理について努力しているか
市税等の不納欠損処分は適時、かつ厳正に行われているか

(3) 歳出関係

負担金の支出に際して、協議会等の機関決定はなされているか
協議会等の予算内容は、市予算要求時と同様か
支出科目は適正か

(4) 補助金関係

補助金交付要綱は制定されているか
補助金交付要綱に定める採択要件の審査は十分か

(5) 委託関係

委託内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか
委託の相手方及び選定方法は適切か
委託料の支出は適正な時期に行われているか
委託料の精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか

(6) 工事関係

工事の発注に当たって
・入札等の事務手続は適正に行われているか
・適正な工期が確保されているか
工事の執行について
・工程管理は徹底されているか
・審査は適正に執行されているか

(7) 財産関係

備品供用一覧表、重要備品整理簿と現品の照合は適正か

備品の処分は適正か

特別会計、基金、出資金・出捐金の管理は適正か

(8) その他

時間外勤務・休日勤務命令簿及び振替・代休等指定簿への記載は適正か、また、手当の支出は適正か

個人情報等の管理は徹底されているか

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

27年度の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管する事務事業に関する事務の執行及び処理状況等が適法、適正に行われているか、また、市の行政事務の執行が合理的かつ効率的に法令等に従って適正に行われているか監査を実施した。

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に処理されていると認められた。また行政事務の執行についても法令等に従っておおむね適正に行われていた。

しかしながら、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

なお、今回の定期監査及び行政監査における指摘事項・改善事項は、次のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

区 分	予 算	給与・ 旅費	収 入	支 出	契 約	工事の 執行	補助金	財 産	その他	計
重要な指摘事項										
その他指摘事項			1	1				7	6	15
検討を要する事項								1	1	2
合 計			1	1				8	7	17

2 重要な指摘事項

なし

3 その他の指摘事項・検討を要する事項

(1) 予算関係(0件)

(2) 給与、旅費関係(0件)

(3) 収入関係(1件)

領収証書の取扱いについて改善を要するもの

(4) 支出関係(1件)

扶助費の支出について考慮されたいもの

(5) 契約関係(0件)

(6) 工事の執行関係(0件)

(7) 補助金関係(0件)

(8) 財産関係(8件)

備品の管理について改善を要するもの(6件)

不要切手の取り扱いについて検討を要するもの(1件)

切手の管理について改善を要するもの(1件)

(9) その他(7件)

出勤簿の処理について改善を要するもの(3件)

切手受払簿について様式を見直されたいもの(1件)

料金後納の活用を検討されたいもの(1件)

休暇申請の決裁について改善を要するもの(1件)

時間外勤務命令の処理について改善を要するもの(1件)

4 監査対象課等ごとの監査結果

(1) 議会事務局

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

(2) 総務部

総務課、防災対策課、企画政策課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

財政課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・備品供用簿で、全庁的に取得価格の未記入が見受けられた。また、備品の現存についても確認がなされていないようなので、もう一度備品管理について周知をお願いしたい。

市民部

環境課、人権・同和対策室、税務課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

市民課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・備品供用簿一覧表に記載されている備品について、貴課で管理されていないものが見受けられた。

国保年金課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・切手受払簿について、会計課で指定している様式を使用されたい。

中継センター

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・備品の整理をされたい。 ・切手の管理について、切手残数と切手受払簿の現在数が一致していなかった。 適正に管理されたい。

福祉部

健康増進課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

高齢障がい支援課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・老人あん摩・はり・きゅう施術料の扶助費支給について、小城市高齢者に対するあん摩、はり、きゅう等の施術費の助成に関する要綱に基づき適正に運用されているか十分審査され助成されたい。

社会福祉課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に検討を要するものが見受けられた。

なお、検討を要する事項は、以下のとおりである。

検討を要する事項
・切手の管理について、切手残数と切手受払簿の現在数が一致していなかった。生活保護係において大量の切手を購入・使用されているが、紛失等の恐れもあることから料金後納の活用を検討されたい。

産業部

農村整備課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

農林水産課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・備品の確認をされたい

商工観光課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・出勤簿で空欄が見受けられた。休みなのか押印もれなのか区別がつくよう処理されたい。

建設部

まちづくり推進課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 小城元気館の備品の確認をされたい。 ・ 出勤簿で特別休暇の処理もれが見受けられた。

建設課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 備品の確認をされたい。

下水道課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・ 領収証書（控）には、現金を取り扱った者が分かるよう処理されたい。 ・ 出勤簿で空欄が見受けられた。休みなのか押印もれなのか区別がつくよう処理されたい。

- (3) 会計局
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。
- (4) 選挙管理委員会事務局
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。
- (5) 監査委員事務局
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。
- (6) 農業委員会事務局
財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。
- (7) 公営企業事務局
水道課、市民病院
財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

(8) 教育委員会事務局

教育総務課・学校教育課

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・出勤簿で空欄が見受けられた。休みなのか押印もれなのか区別がつくよう処理されたい。

生涯学習課（本課）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・嘱託職員の方の出勤簿で空欄が見受けられた。勤務日か勤務を要しない日か分かるよう処理されたい。また、休暇申請の決裁が事後になっていた。 ・備品の確認をされたい。

保育幼稚園課（本課）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・出勤簿で空欄が見受けられた。休みなのか押印もれなのか区別がつくよう処理されたい。 ・備品の確認をされたい。

文化課・市民図書館

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・出勤簿で特別休暇の処理もれが見受けられた。

生涯学習課（小城公民館）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項
・領収証書に一部不適切な処理が見受けられた。今後慎重に処理されたい。

生涯学習課（三日月公民館）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項

- | |
|---------------|
| ・ 備品の確認をされたい。 |
|---------------|

生涯学習課（牛津公民館）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項

- | |
|-----------------------------|
| ・ 時間外勤務命令簿で命令者の押印もれが見受けられた。 |
|-----------------------------|

生涯学習課（芦刈公民館）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部に改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項

- | |
|-------------------------------------|
| ・ 備品の確認をされたい。 |
| ・ 領収証書に一部不適切な処理が見受けられた。今後慎重に処理されたい。 |

教育総務課（桜岡・三里・砥川・三日月・芦刈・晴田小学校、三日月・芦刈中学校）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

教育総務課（岩松小学校）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項

- | |
|--|
| ・ 備品供用簿に一部入力誤りが見受けられた。 |
| ・ 嘱託職員等の出勤簿で休みなのか押印もれなのか区別がつかないものが見受けられたため、区別がつくよう改善する必要がある。 |

教育総務課（牛津小学校）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項

- | |
|--|
| ・ 備品整理をする必要がある。 |
| ・ 嘱託職員等の出勤簿で休みなのか押印もれなのか区別がつかないものが見受けられたため、区別がつくよう改善する必要がある。 |

教育総務課（牛津中学校）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項

- | |
|-----------------|
| ・ 備品整理をする必要がある。 |
|-----------------|

教育総務課（小城中学校）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項

- | |
|--|
| ・ 備品供用簿に入力もれの備品があった。
・ 嘱託職員等の出勤簿で休みなのか押印もれなのか区別がつかないものが見受けられたため、区別がつくよう改善する必要がある。 |
|--|

保育幼稚園課（小城・岩松・砥川保育園、芦刈幼稚園）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

保育幼稚園課（晴田幼稚園）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項

- | |
|--|
| ・ 嘱託職員等の出勤簿で休みなのか押印もれなのか区別がつかないものが見受けられたため、区別がつくよう改善する必要がある。 |
|--|

保育幼稚園課（三里保育園）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部改善を要するものが見受けられた。

なお、改善を要する事項は、以下のとおりである。

改善を要する事項

- | |
|--|
| ・ 備品供用簿に金額の入力誤りが見受けられた。また、入力もれの備品もあった。 |
|--|

保育幼稚園課（三日月幼稚園）

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められたが、一部検討を要するものが見受けられた。

なお、検討を要する事項は、以下のとおりである。

検討を要する事項

- | |
|------------------------|
| ・ 不要切手の取り扱いについて検討を要する。 |
|------------------------|